平成２５年（フ）第１５号
和歌山県御坊市島842番地１　コーポＹＫⅡ101号
債務者　西川　知子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２５年（フ）第７９号
鳥取県米子市花園町12番地
債務者　鋪倉　勝雄
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第８６号
鳥取県米子市蚊屋226番地21
債務者　長尾　睦美
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第９３４号
広島市安佐北区あさひが丘６丁目24番26号
債務者　隅田タミヨ
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１６号
香川県善通寺市文京町２丁目３番１―710号あけぼの団地
債務者　末久　晃弘
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第２０１号
福岡県久留米市小森野２丁目１番３―305号
債務者　矢野　一幸
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２０２号
福岡県久留米市小森野２丁目１番３―305号
債務者　矢野　裕美（旧姓長江）
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２２１号
福岡県久留米市中央町20番地13　グリーンマンション中央町205号、前住所福岡県久留米市中央町12番地３　エバーライフ久留米中央Ⅱ1302号
債務者　大中　　隆
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第５７５号
北九州市八幡西区西折尾町３番26―102号
債務者　村田　礼子（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１９１号
佐賀県佐賀市富士町大字古湯855番地
債務者　山口　君江
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３４号
長崎県諫早市飯盛町後田1287番地６、住民票上の住所長崎県諫早市飯盛町開1919番地７
債務者　山口　泰欣
1　決定年月日時　平成25年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１３５号
長崎県諫早市飯盛町後田1287番地６、住民票上の住所長崎県諫早市飯盛町開1919番地７
債務者　山口美智子
1　決定年月日時　平成25年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１４１号
長崎県諫早市小長井町遠竹425番地６　コーポ蟹御殿104号、前住所佐賀県鹿島市大字飯田乙2721番地67
債務者　小出　博子
1　決定年月日時　平成25年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第３９７号
大分市横田１丁目11番２Ａ３―303号
債務者　安部　広江（旧姓白川）
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２５号
北海道沙流郡日高町字美原116番地の１
債務者　杉山水亜子（旧姓飯沼）
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
北海道浦河郡浦河町東町ちのみ４丁目５番４―４号
債務者　石田　健一（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
北海道浦河郡浦河町東町ちのみ４丁目２番２―405号　東町ちのみ４丁目団地Ｂ棟405号
債務者　高階　　一
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係